

事業者の皆さんへ

そのごみ正しく捨ててますか？

オフィス・商店・飲食店などから出る

事業系ごみの処理方法

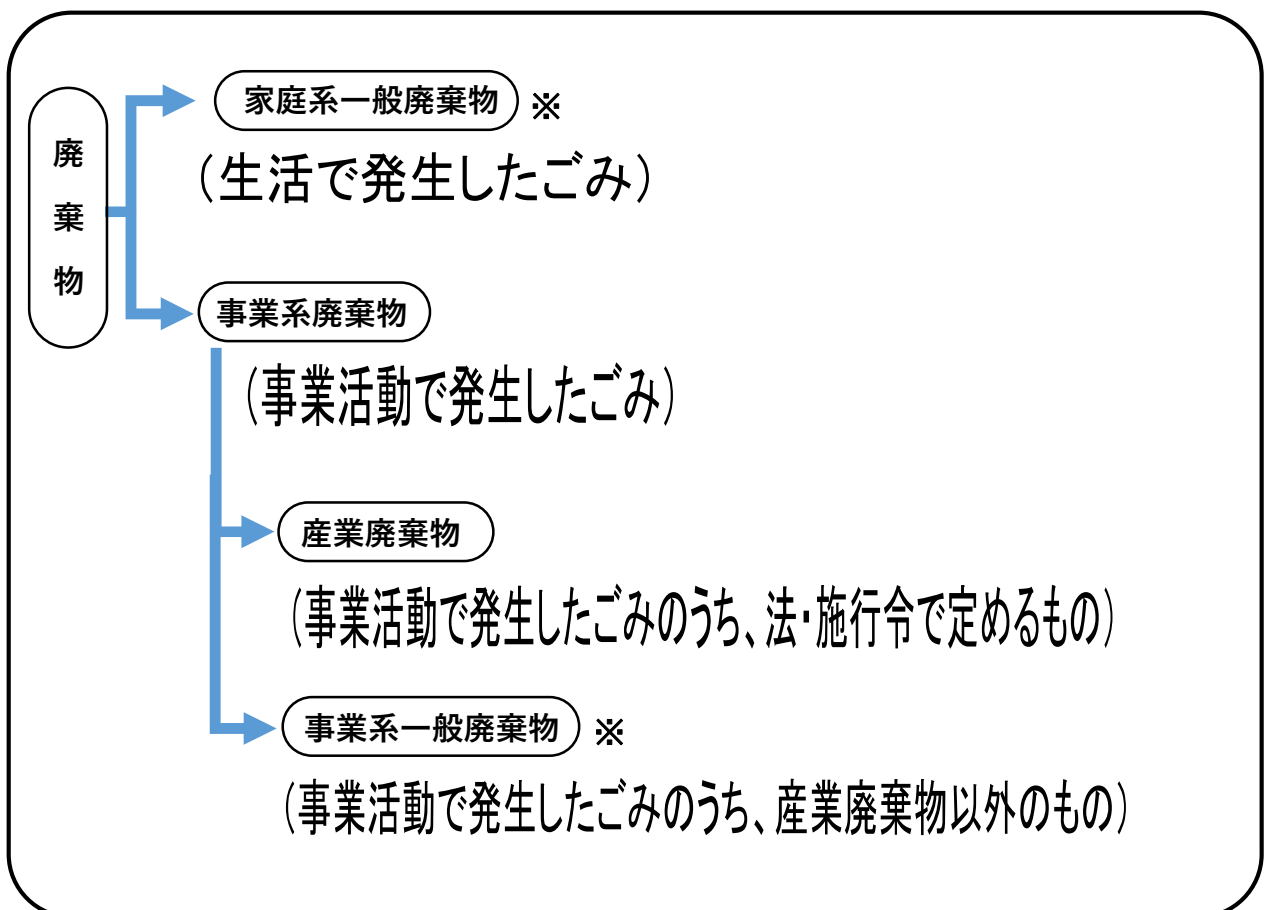
藤岡市清掃センター

廃棄物とは

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状又は液状のものです。（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）

廃棄物の分類

家庭での生活から発生した廃棄物を**家庭系一般廃棄物**といい、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけではなく病院・学校・官公署など公共サービス等を行う場合も含めて、事業活動に伴って生じた廃棄物を**事業系廃棄物**といいます。また、事業系廃棄物のうち、法令で定める20品目を**産業廃棄物**、それ以外を**事業系一般廃棄物**といいます。



※清掃センターでは、家庭系一般廃棄物と、事業系一般廃棄物の処理を行っています。

排出事業者責任の徹底について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、事業者は、事業活動で発生した産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています。

産業廃棄物の処理について

廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりはありません。廃棄物処理法第12条第7項では、事業者は、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかになれば、排出事業者も廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があるとともに、社名等が公表され、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要があります。

事業系一般廃棄物の処理・減量（再生利用等）について

事業者には、法に基づき適正に廃棄物を処理し、再生利用等により減量に努める義務があります。

市では、事業系一般廃棄物の収集を行っていません。事業者自身で直接清掃センターに搬入するか許可業者に委託するなどして、適正に処理してください。

事業系一般廃棄物の収集運搬や処分を行うには、市からの許可が必要です。無許可の業者に処理を委託した場合、排出事業者側も処罰の対象となりますのでご注意ください。事業活動に伴い発生した、事業系廃棄物は、一切ごみステーションに出すことは出来ませんので、ご注意ください。

○事業活動で発生した廃棄物で以下のものは、産業廃棄物となります。

	種類		具体例
あらゆる事業活動に伴うもの (業種限定なし)	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	2	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排水された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥、浄水汚泥等各種汚泥状のもの
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油脂、廃潤滑油、絶縁油、廃切削油、廃溶剤類、タールピッチ類等すべての廃油
	4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	ビニールくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、廃タイヤ、合成繊維くず、合成樹脂くずなど、固形状・液状の全ての合成高分子系化合物、
	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ、鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず等
	9	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、セメントくず、モルタルくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等
	10	鉱さい	高炉・電気炉等の溶解炉かす、ボタ、スラグ、ノロ、廃鋳物砂、不良鉱石、不良石炭かす等
	11	がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片、アスファルト破片、その他これらに類する不要物
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの

特定の事業活動に伴うもの (業種限定あり)	13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、製本業、印刷物加工業、出版業のうち印刷出版を行うものから生ずる紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業（家具製造業）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業から生ずる木くず。貨物の流通のために使用した木製パレットに係るもの
	15	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生ずる天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20	法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの（コンクリート固型化物等）

※産業廃棄物の許可業者については、群馬県のホームページ内、群馬県産業廃棄物情報で確認をお願いします。
ホームページアドレス <https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/>

藤岡市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

業者名	郵便番号	住所	電話
株式会社 きみの	375-0054	群馬県藤岡市上大塚1394番地1	0274-22-0725
東朋産業株式会社	371-0858	群馬県前橋市総社町桜が丘1225番地2	027-253-8260
有限会社 はまの商事	375-0032	群馬県藤岡市神田897番地2	0274-23-7246
有限会社 平井商店	375-0017	群馬県藤岡市篠塚200番地1	0274-23-3869
中村商店	375-0024	群馬県藤岡市藤岡2186番地1	0274-22-0799
株式会社 ぐんま東庄	370-0865	群馬県高崎市寺尾町2312番地8	027-323-5331
有限会社 クリーントレイディング赤城産業	367-0021	埼玉県本庄市東台4丁目7番26号	0495-24-5353
株式会社 サニタリーセンター	367-0062	埼玉県本庄市小島南3丁目11番15号	0495-24-1435
有限会社 斎藤宏商店	370-0035	群馬県高崎市柴崎町1175番地	027-352-6633
有限会社 クリーンサービス	370-2311	群馬県富岡市下高尾545番地	0274-64-3534
株式会社 ヤマキ	360-0843	埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山3884番地	0485-32-1740
株式会社 萬場	375-0012	群馬県藤岡市下戸塚176番地2	0274-23-8241
東毛清掃株式会社	370-1115	群馬県佐波郡玉村町五料162番地1	0270-65-6570
株式会社 多野防疫	375-0015	群馬県藤岡市中栗須28番地7	0274-22-2526
公益社団法人 藤岡市シルバー人材センター	375-0014	群馬県藤岡市下栗須873番地3	0274-22-2151
上越鋼業株式会社	370-0871	群馬県高崎市上豊岡町560番地10	0273-43-1325
宮野環境設備株式会社	370-1201	群馬県高崎市倉賀野町567番地4	027-346-2468
株式会社 群成舎	370-0801	群馬県高崎市上並榎町129番地1	027-362-5533
株式会社 サニテーション	370-1401	群馬県藤岡市鬼石208番地5	0274-52-2248
丸高産業株式会社	369-0211	埼玉県深谷市岡部2322番地2	048-585-4145
株式会社 環境システムズ	370-1201	群馬県高崎市倉賀野町2465番地4	027-350-5353
五十嵐商店	371-0122	群馬県前橋市小坂子町1608番地	090-2547-8815
株式会社 丸山建設工業	375-0045	群馬県藤岡市金井21番地	0274-23-1739
株式会社 セイモー	370-0801	群馬県高崎市上並榎町113番地3	027-363-3336
山口工産株式会社	370-0005	群馬県高崎市浜尻町652番地	027-361-8119
株式会社 シー・アイ・シー	370-0041	群馬県高崎市東貝沢町一丁目16番地1	027-370-1144
有限会社 松村商店	370-1401	群馬県藤岡市鬼石571番地1	0274-52-2228
企業組合 群馬中高年雇用福祉事業団	370-1104	群馬県佐波郡玉村町大字上福島525番地	0270-65-1953
新町リサイクル企業組合	370-1301	群馬県高崎市新町2047番地9	0274-20-2053
株式会社 輝本商会	367-0113	埼玉県児玉郡美里町大字甘粕580番地1	0495-76-1981
有限会社 インターフェイス	372-0802	群馬県伊勢崎市田中島町1425番地6	0270-23-0742
堤電気有限会社	378-0074	群馬県沼田市下発知町647番地	0278-25-4006
丸政商事株式会社	377-0008	群馬県渋川市渋川1200番地	0279-25-7025
糸井商事株式会社	370-0031	群馬県高崎市上大類町399番地2	027-352-6335
株式会社 T-WORKS	375-0053	群馬県藤岡市中大塚975番地1	0274-40-2320
タスカル	375-0024	群馬県藤岡市藤岡179番地8	0274-42-7725
有限会社 三浦商店	370-1204	群馬県高崎市東中里町10番地	027-347-2702

事業系一般廃棄物 Q&A

Q 事業系ごみとは何ですか？

A 事業系ごみとは、事業活動に伴って搬出されるごみすべてのことをいいます。

Q 事業活動とはどのような事をいうのですか？小さな規模の個人商店や店舗付き住宅での事業も含まれるのですか？

A 「事業活動」とは、製造業や建設業などに限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や水道事業、学校、社会福祉施設等の公共事業も含めた広い意味として捉えられています。このような事業活動から排出される事業系ごみの規定には、排出量の条件はないため、大企業から多量に排出される場合であっても、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から排出される場合であっても、事業系ごみになります。

Q 事業系ごみを家庭用のごみステーションに出すことはできないのですか？

A 事業系ごみは廃棄物処理法で、事業者自らの責任により処理しなければならないものと定められています。藤岡市内に設置された、ごみステーションはすべて家庭系一般廃棄物用のものであり、事業系ごみを出すことはできません。事業者自身が直接清掃センターまで持ち込むか、許可業者（P5掲載）に委託してください。

Q 事業系一般廃棄物の処分はどうすればいいのですか？

A 次のいずれかの方法により、処理することができます。

（１）藤岡市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に収集運搬を委託する。

（事業系ごみ袋を使用）

（２）排出事業者が自ら清掃センターに搬入を行う（処理手数料を支払う）

Q 住居兼店舗で商売をしているが、この場合ごみの分別はどうすればよいですか。家庭系と事業系のごみがでます。

A 店舗から出るごみは、

（１）藤岡市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に収集運搬を委託する。

（事業系ごみ袋を使用）

（２）排出事業者が自ら清掃センターに搬入を行う（処理手数料を支払う）

住居から出るごみはステーションへ出してください。

Q 新聞・雑誌・段ボール・雑紙・アルミ缶などは地域の集団回収に出してもいいのですか。

A 地域の集団回収は家庭から出る資源化物を収集する場です。事業から出る資源化物を出すことはできません。再生資源事業者に収集・運搬又は再生を委託することができる場合もあります。

Q 一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、どこの業者がいいのか。また安いのはどこか。

A 市では個別の業者の紹介を行いません。登録業者の中から数社に見積もりの依頼をし、総合的に判断されることをお勧めします。

Q 事業系ごみを適正処理・減量化することでメリットはありますか？

A 排出段階で分別を徹底することにより、多くのものがリサイクル可能となり、ごみ量を減らすことができることから、ごみ処理経費の削減にもつながります。また、環境問題が注目されている中、ごみの減量やリサイクルへの取組みを積極的に行うことは、社会貢献につながるとともに、会社のイメージアップにもなります。

Q 一般廃棄物とはどういうものですか？

A 廃棄物処理法第2条第2項で「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいう」と定められています。家庭から生じるごみや事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物となります。

Q 産業廃棄物とはどういうものですか？

A 廃棄物処理法第2条第4項で「産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と定められ、その種類は20種類に分けられます。

例：発泡スチロール製の緩衝材、PPバンド、プラスチック製の弁当容器、ペットボトル、びん、陶磁器、ガラス、蛍光灯、金属製ロッカー、電気器具、建築廃材など

Q なぜ、同じゴミが一般廃棄物と産業廃棄物に区別されるのですか？

A 同じプラスチックごみでも、家庭から排出されれば一般廃棄物となり、事業活動に伴って排出されれば、産業廃棄物となります。これらの廃棄物は、それぞれに処理責任や処理基準が異なるため区別して扱われることになっています。

Q 事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければならないとありますが、怠った場合どのような罰則を受けますか？

A 事業者責任を放棄して違法な処理を行えば、廃棄物処理法に基づく罰則が課せられることがあります。しかし罰則の如何にかかわらず、快適な生活環境の確保や資源の有効利用の観点から、廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

Q 処理を委託して高い処理費用を払うのだから、あとはその業者にすべて任せておけばいいのではないですか？

A 廃棄物処理法第12条第7項で「事業者（排出者）は、当該の廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じるよう努めなければならない」とされています。処理業者は補完的な立場にあり事業者は、発生から最終処分が終了するまでの間、自らの責任で適正な処理が行なわれるよう管理しなければなりません。回収を依頼したごみが不法投棄された場合は、排出者にも責任がおよびます。

りません。回収を依頼したごみが不法投棄された場合は、排出者にも責任がおよびます。

Q 今まで一般廃棄物と一緒に処理してきた産業廃棄物を別に処理するとなると、手間もコストもかかるので何らかの補助をしてもらえないのですか。

A 廃棄物処理法では「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。国や自治体の補助などありませんので、法律に基づき適正な処理をお願いします。

Q 分別排出しなければ罰則はあるのですか？

A 事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物に適正に分別せず、あわせて処理を委託することや、産業廃棄物の処理を一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託すると廃棄物処理法における委託基準違反等により、罰則が加えられる可能性があります。

Q 焼却可能なごみは自社で焼却してもいいのですか？

A 廃棄物を野外でドラム缶等を利用して焼却することは、廃棄物処理法で、原則として禁止されています。違反すると懲役5年以下又は1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその併科に処せられます。ごみの焼却は廃棄物処理法の構造基準に適合した焼却炉で、環境大臣の定める方法による焼却以外には、原則認められていません。

Q 街中で見かける不用品回収業者に処理を依頼してもいいですか？

A 事業系ごみの処理（収集運搬・処分）を行うためには、廃棄物処理業の許可が必要ですが、不用品回収業者の中には許可を持たずに回収を行なっている場合があります。

回収を依頼したごみが不法投棄などの不正適正処理をされた場合は、排出者にも責任が及びますので、ご注意ください。

Q 飲食店から排出されるごみの処理はどうすればいいのですか？（割り箸や食べ残しを多く含むごみ）

A ごみとして処分をする前に、食べ残しが発生しないような取り組みを行うなど、発生の抑制に取り組んでいただき、それでも発生する廃棄物について、厨芥ごみや割り箸は、事業系一般廃棄物として適正な処理をお願いします。また、廃プラスチック類・ガラス・陶磁器くず・金属くず・廃油等については、産業廃棄物となりますので、産業廃棄物として適正処理をお願いします。

Q 事務所の改築に伴いオフィス家具（木製食器棚、金属製ロッカー）を排出しますがどのように処理すればいいのですか？

A 処理する際には、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分の上、許可を有する業者に処理を委託して下さい。木製食器棚は、素材に木のほかガラスや金属が使われていることが多いですが、社会通念上、木製食器棚は木製品ですので、事業系一般廃棄物として処理して問題ありません。一方、金属製ロッカーは、産業廃棄物として処理してください。なお、金属製のロッカーは、専ら再生利用の目的となる廃棄物（専ら物）に該当する場合もあるため、いわゆる再生資源事業者が収集・運搬又は再生を委託することができる場合があります。

Q 飲食店を営んでいますが、食料品製造業に該当するのでしょうか？

A 飲食店など（ベーカリーなどの製造小売業又はサービス業に分類されるもの）は、食品製造業には該当しません。食品製造業には、食パンの製造、製麺所、水産加工（かまぼこ、干し魚）などの食品の製造や加工を行なっている事業者などが該当します。詳しくは、日本標準産業分類を参照してください。

食品製造業から排出される食品廃棄物（製造過程で発生する残渣物、製造失敗物）などは、産業廃棄物となります。また、賞味期限、消費期限切れで、食品製造業（メーカー等）へ返送された製品については事業系一般廃棄物となります。

Q 適正処理を業者に委託する場合で、リサイクルできないため廃棄するとはどのような場合ですか？

A 循環型社会形成推進基本法におけるごみ処理の優先順位に基づき、ごみの発生そのものを抑制する「発生抑制」（リデュース）、次にそのまま使えるものは何度でも使う「再使用」（リユース）、そして再使用できないものは、原料として利用する「再生使用」（リサイクル）という、いわゆる３Ｒに取組んだ上で、最終的に廃棄するしか処理の方法がないごみのことです。

Q 産業廃棄物の処分はどうすればいいのですか？

A 排出事業者は産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託することができます。

・他人の産業廃棄物を処理できる者（産業廃棄物処理業の許可業者）に処理委託する場合は許可書の確認

・委託しようとする廃棄物の種類や処分方法は、許可されたものか。

・収集運搬の場合は、廃棄物積込場所（排出事業所所在地）と積降し場所（処分場所在地等）、処分の場合は、処分場所を管轄する知事、あるいは政令市市長の許可があるか。

・許可書を確認したら、知事等へ間違いがないかの確認の問合せを行う。

・処理費用に関しては、複数業者から見積もりを取り適正価格を検討する。など、適正処理の観点から責任をもって、産業廃棄物処理業者を選択する必要があります。以上の点を確認した上で処理業者との書面での委託契約の締結、マニフェストの交付が必要です。

・詳細は、群馬県環境森林部 廃棄物・リサイクル課（０２７－２２６－２８５１）にお問い合わせ下さい。

Q 種類別に産業廃棄物処理業者への委託をするのですか？

A 基本的には種類ごとの処理委託契約となります。

ただし、複数種類の産業廃棄物処理の許可をもっている業者もあります。その場合は１業者で許可を受けている種類の産業廃棄物を一括して契約することができますが、その業者が受けている許可の内容を十分に確認する必要があります。

Q 産業廃棄物の処理委託先について、藤岡市の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託できますか？

A 産業廃棄物の処理委託をする際は、処理を委託しようとする廃棄物の種類の許可を有している産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の中から選定することになります。藤岡市の一般廃棄物収集運搬許可業者の中には、産業廃棄物収集運搬業の許可も取得している業者もいますので藤岡市一般廃棄物収集運搬許可業者に相談することも一つの方法です。なお、委託の際には許可の内容を十分確認し、その上で納得できる処理業者と必ず書面で委託契約を結ぶ必要があります。

収集運搬の委託は、収集運搬業の許可を持つ者と処分（中間処理等）の委託を行う場合は、処分業の許可を持つ者とそれぞれ書面により契約しなくてはなりません。

Q 産業廃棄物の契約書は任意で作成すればいいのですか？

A 産業廃棄物を処理委託する場合、排出者と産業廃棄物処理業者との書面契約を結ぶことが必要です。委託契約書の記載事項については、廃棄物処理法により、委託契約書に含まれるべき条項や添付すべき書面が定められています。規定された記載事項が一つでも欠如している場合や、実際に委託された内容と異なる場合には、委託基準違反として、排出事業者に直接罰則が適用される可能性があるので注意が必要です。

Q マニフェストって何ですか？

A マニフェスト制度は、排出事業者から処理業者に委託された産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するため、マニフェスト（廃棄物管理票）の返送を受けることによって行うもので、このことによって委託契約書どおりに適正処理されることを確保するものです。

マニフェストは、産業廃棄物を排出する者が交付することを義務付けられており、産業廃棄物の行き先（処分事業所）車両ごとに、それぞれ交付する必要があります。

Q 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物とはどうゆうものですか？また、処理はどうすればいいですか？

A 爆発性・毒性・感染症、その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。具体的には、感染性廃棄物・廃石綿・廃水銀などがあります。処理については、特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物を処理できる許可業者に委託してください。

※ 感染症廃棄物とは？

医療機関などから排出される一般廃棄物・産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの「血液などの付着した紙くず・繊維くず（包帯・ガーゼなど）・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず（チューブ・手袋・注射針・メスなど）、廃血液など」

